

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

404  
12/7/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

オスプレイ  
配備

## 許しがたい日本政府の「民意無視」

### 米軍「環境レビュー」は重要な安全問題を回避

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備が迫っている。6月13日、日本政府は、米軍が作成した最終「環境レビュー」(ER)を公開した。米政府はこの文書をもって、配備による危険の増大や、環境悪化を否定し、計画通りに配備を進めようとしている。しかしER発表の翌14日(日本時間)には、米フロリダ州でオスプレイがまた墜落した。「オートローテーション」機能の欠如問題も何ら解決していない。当然のことながら、沖縄の住民と自治体は「配備反対」の声を強めている。日本政府は配備中止を米国に求めるべきである。

### 米軍の環境レビュー(ER)

6月13日、防衛省は、米海軍・海兵隊による「MV-22<sup>1</sup>の海兵隊普天間飛行場配備および日本における運用に関する最終環境レビュー(ER)」を、沖縄県や関係自治体に伝達するとともに、沖縄防衛局のウェブサイトで公表した<sup>2</sup>。ERは本体288ページ、付録(A~D)755ページにわたる長大なものである。本体の構成は以下のとおりである。

- 要約—各章の概要、目的および必要性、提案されている行動、環境影響の要約
- 第1章:目的および必要性
- 第2章:提案されている行動と現状
- 第3章:海兵隊普天間飛行場
- 第4章:訓練および即応運用—着陸帯、日本本土(キャンプ富士、海兵隊岩国飛行場、飛行ルート)
- 第5~7章:文書リスト、参考文献、執筆者

ERの内容は、オスプレイの基本情報、運用の場所、回数、時間帯、飛行高度、安全性・騒音などの環境への影響など、多岐にわたる。米軍は、検討の結果、オスプレイの普天間配備および運用において、いかなる重大な環境問題も生じないと結論付けた。

「要約」の1ページ目に掲載されている沖縄本島周辺地図を図1(2ページ)に示す。ここでは、オ

スプレイの運用場所として、69か所のヘリパッド(着陸帯)が示されている。普天間を起点として、本島中北部に位置する、嘉手納飛行場、ホワイト・ビーチ、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、北部訓練場、伊江島へも頻繁に飛行することが一目でわかる。

### 日本全土で低空飛行訓練

同時にERは、沖縄のみならず、日本のほぼ全域で、オスプレイの飛行訓練を展開する計画を明らかにした(「要約」および「第2章」)。飛行ルートを図2(2ページ)に示す。普天間から飛び発ったオスプレイは、岩国飛行場とキャンプ富士を起点に、米軍が設定している「低空飛行ルート」で

#### 今号の内容

**オスプレイの配備中止を**  
—米軍環境レビューに多くの問題  
<図>訓練場所・飛行ルート

**米国防長官「太平洋に比重」再確認**  
<資料>パネッタ・シンガポール演説(抜粋)

**原子力基本法に「安全保障」を追加**  
<資料>関連条文抜粋

[連載]いま語る-46

田村 雅文さん(シリア支援団体サダーカ代表)

【図1】提案されている行動場所: 沖縄と日本本土



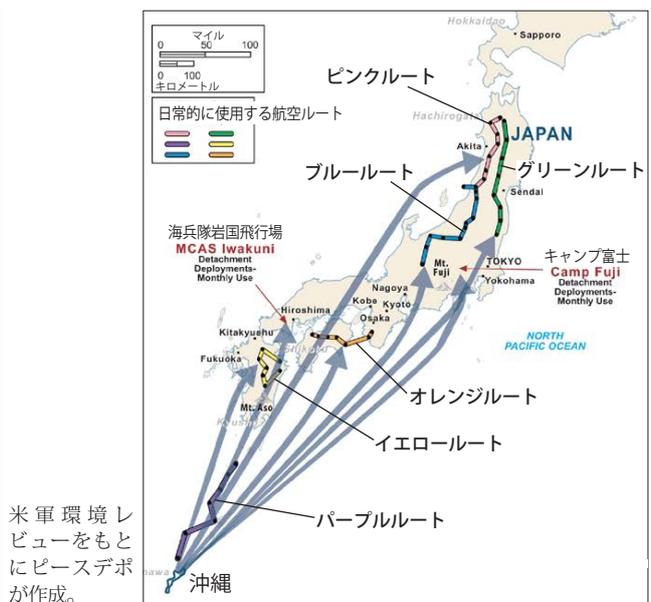
訓練を行うとしている。これは、特殊作戦を想定したものとされるが、現在配備されている輸送ヘリ・CH46には無い訓練形態である。

米軍機の低空飛行は、飛行ルート周辺地域への騒音被害や度重なる事故により、80年代から問題になってきた。当該地域の住民や自治体は、米軍機の飛行状況を丹念に調査し、データを積み上げ、政府へ中止を働きかけてきた<sup>3</sup>。

これまでの米軍機の低空飛行訓練による事故の代表的なものに、91年の奈良県十津川村での林業ワイヤー切断事故や、94年の高知県・早明浦ダムへの墜落事故がある。この2つの事故後に米軍が作成した報告書で、低空飛行ルートは少なくとも7本あることが明らかになった。ERには、オスプレイの訓練ルートとして、中国山地の「ブラウンルート」を除く6つのルートが記載された。同ルートが除かれたことは、地域住民や自治体へ飛行訓練の中止要請を継続的に行ってきたことに加え、岩国に空母艦載機の訓練移転が計画されていることを米軍が配慮した結果かもしれない。ただし、在沖縄海兵隊司令部は、同ルートでもオスプレイが訓練を行う可能性に言及したとの報道もある<sup>4</sup>。

99年1月14日、日米両政府は、「在日米軍による低空飛行訓練について」と題する合意文書を発表した<sup>5</sup>。そこでは「低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実際の形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物(学校、病院等)に妥当な考慮を払う」などと書かれている。しかし、米軍機の低空飛行訓練による騒音被害や風圧による建物の倒壊などは、2000年代に

【図2】提案されている日本本土と沖縄におけるMV-22訓練場所



米軍環境レビューをもとにピースデポが作成。

入ってからも各地で発生している。米の「妥当な配慮」には疑念が持たれる。

米国内では、オスプレイの低空飛行訓練計画が、住民の反対で足踏みを強いられている。米空軍は、ニューメキシコ州キャノン空軍基地に駐留するオスプレイの低空飛行訓練計画を立て、2011年8月、簡易な環境評価書(EA)案<sup>6</sup>を公表した。これに対して同年後半に実施されたパブリックコメントで、住民から騒音や安全性への懸念に関する意見が約1600件寄せられた<sup>7</sup>。今年6月6日、空軍は、計画を再考し、2013年の早い時期に方向性を決定すると発表した。その過程では本格的な環境影響評価(EIS)が必要となる可能性があり、そうなれば計画はさらに遅延するかもしれない。

日本での低空飛行訓練に関して、日本政府は、日米地位協定第5条に基づく「基地間の移動」と解釈してきた。そして地位協定に基づく「航空特例法」によって、米軍機には高度制限を含む日本の航空法が適用されていない。こうして米軍の低空飛行訓練を黙認している日本政府の姿勢は、オスプレイの運用計画が明らかになったいま、改めて追及されなければならない。

## 「環境レビュー」の一方的性格

ERは、米国内であれば軍が作成の義務を負う国家環境政策法(NEPA)に基づく環境影響評価書(EIS)とは法的根拠やプロセスが全く異なるものである。EISは、最終報告書(FEIS)が作成され、それを環境保護庁(EPA)が承認するまで、そして計画実行過程においても軍と国防総省を拘束する。またEISでは軍は複数の選択肢を明示し比較考量しなければならず、選択肢には「ノーアクション」(計画を実施しない)が含まれなければならない。さらにパブリックコメント、公聴会

による住民の意見を反映する義務が軍には課せられる。米本土でのオスプレイ配備(東海岸、西海岸、ハワイ)では数年をかけたEISプロセスが実施されている。

これに対して、国防総省指令(6050.7、1979年3月31日「海外における国防総省の主要な行為の環境影響」)に基づいて作成された(第1章)ERにはこのような要件は義務づけられていない。そもそも国防総省指令では「部隊の配備」は検討対象外である。すなわち、今回のERはあくまでも任意の「情報提供」以上の意味を持たない。ERを作成したこと自体は、米国が沖縄県民への一定の配慮を示したものとはいえるが、軍の評価に異議を申し立て、それを計画に反映させる機会は、住民には与えられていない。

## 安全性への疑念 —未解決の「オートローテーション」問題

ERには、オスプレイの機体の安全性を示すための説明が随所でなされている。しかし、安全性に関わる基本的な問題として、本誌第398号(12年4月15日)でも述べた、「オートローテーション」能力の欠如は、依然として解消されていない。オートローテーションとは、ヘリコプターのエンジンが空中で停止した際、ローターが自然に回転することで下降速度を抑制し、墜落を回避もしくは衝撃を緩和するための機能である。これはしばしば戦闘機の「緊急脱出装置」になぞらえられるが、基地周辺や飛行ルート下の住民にとっては能力の欠如は墜落事故の不安に直結する。この問題にERは一切言及していない。

オスプレイは05年9月に国防総省・試験評価局(DOT&E)の運用評価試験(OPEVAL)報告書<sup>8</sup>を受け、量産が決定された。この報告書は、「飛行テストや工学的分析は、V-22は安全着陸のためのオートローテーションができないことを示している」としたが、量産にあたっての勧告部分では、この問題に触れなかった。軍が量産と配備を急ぐためにオートローテーション問題を棚上げしたことを直接示す一次資料は公開されていないが、そのことを明確に示すいくつかの資料がある。例えば、2011年3月10日付の米議会調査局(CRS)報告書<sup>9</sup>には、「飛行テストの続行に合わせ、海軍省は、V-22に対するいくつかの要件を修正した。例えば、ヘリコプターモードで無動力で着陸すること(「オートローテーション」とも呼ばれる)は、もはや要件とされていない」と記されている。CRS報告が出典に挙げた記事<sup>10</sup>は、「海軍は、いくつかの問題を解決したが、それは重要な要件の修正—要するに、ゴールポストを移動させることによるものだった」と述べた。

## 止まらない「配備」 —ボールは日本政府の手にある

4月11日にはモロッコで、6月14日にフロリダで、相次いでオスプレイ墜落事故が発生した。しかし米政府は7月1日、オスプレイ12機を搭載した輸送船を、サンディエゴの海軍基地から出港させた。7月下旬に岩国基地へ搬入し、10月から普天間飛行場に配備する計画である。7月10日、二井関成山口県知事と福田良彦岩国市長は、森本敏防衛大臣に、オスプレイ搬入を認めないとする要請書を手渡した。仲井真弘多沖縄県知事も配備に反対し、沖縄の全41市町村議会で反対決議がなされている。6月17日の宜野湾市民大会には5200人(主催者発表)が参加し、8月5日には、県民大会が開催されることが決まった。

沖縄からこれほどまでにオスプレイ配備反対が表明されるのは、無論、安全性への危惧があるからだけではない。そもそも普天間県外移設や基地の削減・撤去を求めている沖縄に対し、頭越しで日米政府が政策を決定し続けることに対する怒りが高まり、オスプレイ配備を阻止するという軸で人々は結集している。7月10日、東村高江でヘリパッド建設が再開された。しかしこの建設計画のための日本政府の環境影響評価(アセスメント)にはオスプレイによる影響が含まれていない。環境アセスのやり直し、計画そのものの再検討が必要である。

日本政府は、米政府にオスプレイ配備中止を申し入れ、交渉すべきである。もし仮に配備を進めるとしても、最低でも独自の評価を行い、住民意見のヒアリングを公開の場で行う政治的責任を政府は負っている。それにもまして求められるのは、「同盟と抑止力強化」を自明の前提として受け入れ、負担と危険を沖縄の人々に強いるあり方を問う国民的な議論の深化である。

(塚田晋一郎、田巻一彦) 

### 注

- 1 MV-22が海兵隊仕様、CV-22が空軍仕様。
- 2 原文は[www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kankyorebyu.html](http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kankyorebyu.html)。防衛省「仮訳」は公表されていないが、「要約」部分は<http://okinawabd.tida.net/e3959465.html>で読める。
- 3 たとえば、リムピース編「日本全国が低空飛行訓練基地に」97年刊、キャッチピース編「米軍機低空飛行全国自治体アンケート」98年刊。
- 4 朝日新聞、12年6月24日。
- 5 [www.mofa.go.jp/mofaj/area/area/usa/sfa/rem\\_hikou.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/area/usa/sfa/rem_hikou.html)
- 6 [www.scribd.com/doc/76318406/Air-Force-Draft-EA](http://www.scribd.com/doc/76318406/Air-Force-Draft-EA)
- 7 <http://summitcountyvoice.com/2012/06/07/air-force-backs-away-from-low-level-flight-training-plan>
- 8 <http://pogoarchives.org/m/dp/dp-V22-dote-092005.pdf>
- 9 「V-22オスプレイ・ティルトローター機：議会のための背景と問題点」(RL31384)。
- 10 「基準の緩和でオスプレイを決定」、ラリー・ニュース&オブザーバー紙、02年5月19日。

# アジア太平洋重視を改めて強調、米海軍の6割を太平洋に

## パネッタ米国防長官

6月2日、パネッタ米国防長官はシンガポールで開催された第11回「アジア安全保障会議」(シャングリ・ラ対話)<sup>1</sup>で演説した。抜粋訳を資料に示す。

パネッタ長官は、米軍が戦力の「バランスを調整する(rebalance)」ことを通じてアジア太平洋地域へと重点をシフトする姿勢を強調し、米軍のプレゼンス拡大のためのいくつかの方策を示した。これは、今年1月に公表された米国の新しい国防戦略指針<sup>2</sup>をアジア太平洋地域で具体化しようとするものである。同指針は中東とともに、東アジアからインド洋にいたるアジア太平洋をもっとも戦略的重要性の高い地域であるとし、「駐留」ではなく「ローテーションと演習」によって米軍プレゼンスを維持し拡大する方針を打ち出した。

パネッタ演説は、こうした目標を達成するために以下の4つの基本原則を提示した(資料には②以降のみ訳出)。

- ①国際ルールと秩序の促進
- ②二国間及び多国間のパートナーシップの深化と拡大
- ③米軍の持続的プレゼンスの向上
- ④必要な戦力投射能力への新たな投資

演説はまず①の部分で「法の支配の厳守」を強調している。だが、米国自身がこれを裏切ってきたことを不問に付している。例えば、演説は「航行の自由」の擁護を強調して暗に中国を牽制したが、自由航行権について定める海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約、82年採択)に、中国

### 【資料】パネッタ米国防長官演説 「米国はアジア太平洋に比重を移す」 (抜粋訳)

第11回シャングリ・ラ対話  
2012年6月2日、シンガポール

(前略)

第二の原則は、パートナーシップに関するものである。このアプローチの鍵は、この地域における我々の同盟とパートナーシップを近代化し強化する我々の努力である。米国は日本、韓国、オーストラリア、フィリピン、タイと条約に基づく重要な同盟関係をもっている。インド、シンガポール、インドネシアや他の諸国は我々の重要なパートナーである。そして我々は、中国とより強固な関係を発展させ、築き上げるために懸命に努力している。

我々がパートナーシップを拡大し、諸同盟を強化している中において、日米同盟は21世紀における地域の安全と繁栄のための礎石の一つであり続ける。こうした理由から、日米両軍は共同で訓練し作戦を行う能力を向上させており、海洋の安全保障、情報収集や偵察といった分野で緊密に協力している。我々はまた、次世代のミサイル防衛を含むハイテク能力を共同で配備し、宇宙やサイバー空間における協力の新たな分野を開拓している。(略)

アジア太平洋安全保障のもう一つの要は米韓同盟である。朝鮮半島における体制移行と挑発の間、この同盟は不可欠のものであり続けたのであり、

私は将来にわたってこの同盟を強化することを優先順位の高いものとしてきた。この目的のために、米国は向こう5年間でその地上戦力の全体の規模を削減するが、韓国における米陸軍の重要なプレゼンスは維持する。(略)

我々が同盟国、パートナーと分かち合う第三の原則は、プレゼンスである。北東アジアにおける我々の伝統的な同盟を強化し、そこでのプレゼンスを維持する一方で、バランスを調整する努力の一部として、我々は東南アジアとインド洋地域におけるプレゼンスを向上させている。

この努力の最も重要な要素は、北部オーストラリアにおける海兵隊のローテーション部隊によるプレゼンスと航空機の配備に関する、昨秋に公表された合意である。

海兵隊の最初の派遣部隊は4月に到着した。この海兵空地任務部隊はアジア太平洋地域全域に迅速に展開することが可能であり、それによって、東南アジアやインド洋のパートナーとより効果的に協働し、自然災害や海洋の安全保障といった共通の課題に対して取り組むことが可能になる。(略)

我々はフィリピンとの同盟を活性化している。先月ワシントンで、私はクリントン国務長官とともに、フィリピンとの間で行われた初めての「2+2」会合に出席した。我々の軍隊は協働してテロリスト集団への対処に成功している。我々はまた、相互の利益にかなう能力の向上を追求し、フィリピンの海洋におけるプレゼンスを

向上させるために努力している。デンブシー統合参謀本部議長は我々の軍事的関与を促進するために、ここからフィリピンへ向かうことになっている。

バランスを調整する我々の誓約のもう一つの具体的な表れは、シンガポールとの防衛協力関係の拡大である。シンガポール軍やこの地域の他の諸国の軍隊と共同で作戦行動を行う能力は、数年後に我々がシンガポールに沿岸戦闘艦(LCS)を前方配備することによって、さらに強化されてゆくであろう。

このバランス調整努力は、我々が既存の同盟やパートナーシップに新たな方向性を与える一方で、インドネシア、マレーシア、インド、ベトナム、ニュージーランドとのパートナーシップを向上させることを重視する。(略)

米国は、これらの地域のパートナーシップを強化するとともに、中国との極めて重要な関係もまた強化することを追求する。我々は、中国が21世紀に平和で豊かで安全なアジア太平洋を発展させることを可能にする鍵であると信じている。私は、中国政府の招待でまもなく中国を訪問することを楽しみにしている。両国は、米国と中国との関係が世界で最も重要な関係の一つであることを認識している。米国は課題を明確に認識しており、それについて間違いを犯すことはない。我々はまた、より緊密な協力と関係がもたらしうる機会を掴んでゆきたい。

は加盟しているが米国は加盟していない<sup>3</sup>。162 (11年6月3日現在)の締約国・国家連合を持つ普遍性のある同条約を米国が批准してこなかったのは、世界中に軍隊を展開する軍事戦略を優先して「法の支配」を軽視する姿勢の端的な現れである<sup>4</sup>。また、ブッシュ政権時代の米国の宇宙政策は、自国の無制限な宇宙活動の自由を主張する単独主義的立場に立って、宇宙での作戦行動を制限することになる軍縮協定の交渉すら拒否していた。オバマ政権は07年6月に発表した「国家宇宙政策」で、こうした立場を明言した部分を削除して国際協調へとトーンを変化させた。演説は中国に「法の支配」の遵守を要求しているが、まさに同じ観点から米国自身のあり方が厳しく問い直されなければならない。

②及び③の部分で、演説は日韓との同盟関係を深化、拡大するとともに、豪、フィリピン、タイ、シンガポールなどとの協力関係を深化させる方針を示した(詳しくは抜粋訳)。ベトナムとインドに関しても、同会議後にパネッタ長官が訪問し、軍事的連携の強化を確認した。こうした同盟国、友

好国との連携強化を前提として、アジア太平洋地域に米海軍戦力の6割を振り向けること、演習の回数と規模、米艦船の寄港地と寄港回数の拡大などの方策が示されている。「ローテーションと演習によるプレゼンス」の既成事実化は進行している。

ただしパネッタ長官は、米国のアジア重視を中国への挑戦と見る見方を明確に否定し、中国の台頭を歓迎すると述べた。抜粋にはないが、「信頼できる継続的な軍対軍の関係を中国との間で築くことを誓約する」とも述べている。軍事的対抗の一方で、主に経済的動機から中国との協調を同時に追求しようとする、オバマ政権の対中政策の特徴を示している。(吉田遼)<sup>①</sup>

注

- 1 この会議は、英シンクタンク「国際戦略研究所」(IISS)が主催して毎年開かれる国際会議。
- 2 本誌第394号(12年2月15日)参照。
- 3 米上院は現在、同条約の批准に向けた審議を行っており、パネッタ長官は演説で今年中に批准したい旨を述べている。
- 4 本誌第381号(11年8月1日)参照。

(略)

私は、この地域と世界中の多くの人々が米中関係を注視していることを知っている。ある人々は、米国がアジア太平洋地域をますます重視しようとしていることを、中国に対するある種の挑戦だと見なしている。私はそのような見方を完全に否定する。アジアへの関与を刷新し拡大する我々の努力は、中国の発展と成長と完全に両立できる。実際、この地域への米国の関与の拡大は、我々の共有する将来の安全と繁栄を促進するものであり、したがって中国の利益にかなう。

この文脈で、我々は中国と台湾の双方が近年、兩岸関係を改善しようとしている努力を強く支持する。我々は台湾海峡の兩岸の平和と安定に持続的な関心を持っている。米国は三つのコミュニケと台湾関係法に基づく一つの中国政策を堅持し続ける。

また中国は、60年間この地域で役割を果たしてきた法に基づく秩序を尊重することによって、安全と繁栄を促進するために果たすべき重要な役割を担っている。米国は、グローバルな諸問題でより大きな役割を担う、強く豊かで成功した中国の台頭を歓迎する。(略)

米国は、自由で開かれた**海洋へのアクセス**に対する全ての国の権利を擁護する、相互に合意された海上航行規範を発展させることが、地域の諸機構にとって決定的に重要であると信じる。我々は、紛争の防止と対処を含む、南シナ海における関係諸国の行動を

律する、法に基づく枠組みを創出する、法的拘束力のある行動規範を発展させるためのASEAN諸国と中国の努力を支持する。

これに関連して、我々が南シナ海のスカボロー礁における事態に強い関心を寄せていることは言うまでもない。米国の立場は明確で一貫したものである。すなわち、我々は強制に反対し、そして、武力の使用に反対する。我々は領域に関する競合する主張があるときにはどちらの側にも立たない、しかし我々はこの紛争が平和的に、国際法に則った方法で解決されることを望んでいる。我々は、自分たちの立場を緊密な同盟国であるフィリピンに伝え、明言してきたし、我々の見解を中国やこの地域の他の諸国に対して明らかにしてきた。

太平洋の大国としての米国の国益は、航行の自由、妨げられることのない経済的発展と貿易、そして法の支配の尊重の中にこそある。(略)

我々全てが共有する原則の最後に、戦力投射を挙げたい。

我々の今年の予算は、アジア太平洋地域における軍事的能力を強化し、持続するための最初の投資であり、戦略的決定である。我々の安全保障上のプレゼンスと関与の全体を判断する際には、我々の戦力の数のみならず、技術的能力の向上に着目していただきたい。

例えば、我々は向こう5年間で旧くなった海軍艦船を退役させる。それら

は、40隻以上の、はるかに高性能で技術的に進歩した艦船によって置き換えられる。我々は向こう数年間で太平洋における演習の数と規模を増加させる。また我々は、重要なインド洋地域も含めて、寄港の回数を増加させるとともに、寄港地をより広範囲に拡大する。

さらに海軍は、2020年までに、**現在太平洋と大西洋にほぼ50対50の割合で配備している戦力をおおよそ60対40とする**。その中で、この地域には6隻の空母、巡洋艦、駆逐艦、沿岸戦闘艦及び潜水艦の多数が配備されるであろう。(略)

軍事的能力へのこれらの投資と歩調を合わせ、我々は、これらプラットフォームの類ない優位性をよりよく活用し、アジア太平洋での作戦における独自の課題に対処することを可能とする、新たな作戦概念を開発している。国防総省は1月、**統合作戦アクセス概念(JOAC)**に関する報告書を公表した。同概念は、エアシーバトルのような関連する努力とともに、重要な航路や輸送ラインへの我々の部隊のアクセスを阻むような、新しい、破壊的な技術や兵器による挑戦に対する国防総省の対処能力に資するものである。(後略)

(訳:ピースデポ)

[www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2012/](http://www.iiss.org/conferences/the-shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2012/)

# 原子力利用安全確保の目的に「安全保障」

## 「規制委員会設置法」附則で「基本法」を変える 非核三原則法制化が急務

6月20日、原子力規制委員会設置法<sup>1</sup>が成立した。「一つの行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担う」弊害をなくすため(提案理由)、原子力規制委員会を環境省の外局として設置するものである。当初、法案は4月20日、自民・公明党案として提出されたが、民主、自民、公明の修正協議の末、議員立法として6月15日に再提出された。同日衆院通過、20日には参院で可決成立と実質4日間の審議であった。

同法案には自民・公明党案の時点から、「我が国の安全保障に資する」という文言が含まれており、それが無修正で可決された。これが、原子力の軍事利用に道を開くものであるとして、世界平和アピール7人委員会(6月19日)<sup>2</sup>と日本弁護士連合会<sup>3</sup>は、非難声明を發した。また韓国や国内メディアからも批判された。

「設置法」第1条(資料1)は「この法律は、(略)原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」としている。また付則第12条では、原子力基本法<sup>4</sup>第2条(基本方針)に第2項を追加する改訂がなされた。改訂後の原子力基本法第2条(資料2)は、原子力利用は平和の目的に限るとした上で、第2項で「(第1項にいう)安全の確保については、(略)我が国の安全保障に資することを目的」として行うとしている。個別法との整合性を得るために「附則」で基本法を変えてしまう手法には大きな問題があることを、まず指摘しておかねばならない。

5月29日、衆議院本会議での自民・公明案の趣旨説明に対する吉井英勝議員(共産党)の質問に、江田康幸議員(公明党)は、委員会の任務の一

つである「核物質防護や保障措置は国の安全保障に関わるものである」とその趣旨の説明をした。また参議院環境委員会では福島瑞穂(社民党)(6月19日)、谷岡郁子(民主党)(6月20日)両議員の質問に、提案者の一人である吉野正芳衆議院議員(自民党)は、「いわゆる3S、核物質の軍事転用を防ぐための保障措置を規制委員会の目的の一つに加えた」という趣旨の答弁を行った。細野環境大臣も同趣旨の答弁をした(6月19日、参議院環境委員会。質問は福島議員)。これらの趣旨は、資料3の付帯決議でも確認されている。

以上の説明に照らせば、「我が国の安全保障に資する」との表現は誤りである。しかも「安全保障」は、日本では専ら「軍事による安全保障」と理解されてきた。したがって二つの法律における「我が国の安全保障に資する」の部分は、誤解を避けるためにも削除されるべきである。

以上の審議経過や付帯決議を見る限り、改訂後の「基本法」等が、ただちに日本が核武装に向う根拠として使われる可能性は小さい。しかし、核保有を唱えたことのある有力国会議員が少なからず存在する日本の政治風土を思うとき、私たちは今回の立法措置が将来悪用される可能性に対する警戒を怠ってはならないだろう。

今回のようなことが繰り返されないためにも、日本の核武装の可能性を明確に封じる「非核三原則法制化」が求められる。(湯浅一郎) 

注

- 1 平成24年6月27日、第180回国会法律第47号。
- 2 [http://worldpeace7.jp/modules/pico/index.php?content\\_id=127](http://worldpeace7.jp/modules/pico/index.php?content_id=127)
- 3 [www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120621\\_4.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120621_4.html)
- 4 昭和30年12月19日、法律第186号。

### 【資料1】原子力規制委員会設置法(目的)

第1条 この法律は、(中略)、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務(中略)を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに**我が国の安全保障に資することを目的とする**。

### 【資料2】改正後の原子力基本法第2条

原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに**我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする**。

### 【資料3】原子力規制委員会設置法に対する付帯決議(抜粋)

11 政府は、本法第一条及び本法改正に伴う改正原子力基本法第二条において、原子力の安全の確保の目的の一つに**我が国の安全保障に資する**ことが規定されている趣旨について、本法改正により**原子力規制委員会が原子力安全規制、核セキュリティ及び核不拡散の保障措置の業務を一元的に担う**という観点から加えられたものであり、我が国の非核三原則はもとより核不拡散についての原則を覆すものではないということを、国民に対して丁寧に説明するよう努めること。

(強調は編集部)

シリアの日常を  
日本に伝える

田村 雅文さん

シリア支援団体  
サダーカ代表

2000年、大学1年生の時に、日本イラク医学生会議という学生団体でイラクに行ったことが、中東に関わるようになったきっかけです。当時、イラクは世界から孤立し、厳しい経済制裁が行われていました。ニュースでは伝えられない普通の人々の日常を知り、日本に伝えたいという思いで現地を訪れました。当時、クルド人の通訳の方から言われたことが深く印象に残っています。「君らはあと3日経てば日本に帰るだろう。でも僕たちは自由がないとはいえ、自分たちの国だから、当然ここに残っていく」。その時、彼が使った“freedom”という言葉が、強烈に脳裏に焼き付いていて、いつも思い出します。「自由」って、本当に何なんだろうなど。

大学院で国際開発学を勉強したものの、現場をしっかりと見なければと、青年海外協力隊として、2005～07年にシリアに行きました。シリアの庶民の日常って、当たり前ですが、本当に生活感に溢れているんですよ。家族がいて、親戚が行き来し、仕事に行き、教育があり、子どもを産み、という。もちろん僕らと文化も価値観も、全く違うのだけれど、そこには彼らの生活がある。日本の多くの方は、メディアの影響もあり、シリアや中東地域を「危険」「怖い」「テロリズム」といったイメージで見ていると思います。でも僕は現地で、違いよりむしろ共通点をたくさん見てきて、今ニュースで語られる非日常の姿がすべてでは全くないということ、何とか発信し、伝えていきたいと思っています。

2011年3月頃に始まったシリアのアサド政権と国民の間での「騒乱」は、1年以上が経過した今でも、戦闘や爆撃の収まる気配がありません。今の状況の根底には、親子2代、40年間続いた独裁体制への国民の不満が噴出し、「我々に選ぶ自由を」という思いがあったと思います。しかし彼らは同時に、政府に反抗することで、自分や家族が危険に晒されないかと恐れています。国際社会からは見放され、状況が悪化・長期化し、出口が見えない状況です。国連は6月末、シリア周辺国への難民が現時点で9万6千人、今年末までに18万5千人に達する可能性がある」と発表しました。家を失った

国内避難民は100万人以上とされます。彼らはどう過ごしているのだろうか、本当に心配です。首都のダマスカスでも夜には銃撃戦があるようで、彼らは平安な気持ちでは過ごせません。シリアの多くの人たちのことを思い出すと、初めはなんとなくデモに参加していて、まさかこんな戦争状態になるとまではイメージしていなかったと思います。

青年海外協力隊のOB/OGや大学関係者などで、今年の3月に、シリア支援団体サダーカを立ち上げました。「サダーカ」とは、アラビア語で「友情」を意味します。これまで、いくつかのイベントで写真展を行い、支援金を募り、現地に送りました。隣国のヨルダンにベースを置くCIDS (Concerned Individuals for Displaced Syrians) というNGOと連携しています。日本にはシリアの支援に取り組む団体はほぼ他にありません。多くの人々に、今のシリアの状況を知ってもらえるよう模索しています。たとえば、自分たちがシリアで知り合った友人たちの思いを聞いて、発信していくことも一つだと思います。また、日本にいるシリアの若者が今どんな日常を送っているのか。どんな思いを抱えて、日本から今の母国を見つめているのか。言ってみれば「外部者」である僕ら日本人にできることは何か——非常に小さなアクションですが、次のシリアを背負って立つ、彼らの力になりたいと思っています。彼らの内の何人かは、「シリアには選挙もない。せめて国民に選ばれた人が国の方向を示すべきだ。私たちが選んでいない人間が国を引っ張っていきなっておかしい」と語ります。

サダーカの目的は二つあります。一つは、シリアの人たちに、できる限り寄り添いたいということです。活動は小さくても、自分たちが直接、固有名詞に関わりあえるカウンターパートと一緒にやっていきます。もう一つは中長期的なもので、日本の中にあるシリアや中東地域への偏ったイメージを改善していきたいということです。シリアの問題を通して、日本で暮らす私たち自身が、「自由」や「民主主義」といったことを考えるきっかけとなるような場にもしていきたいと思っています。今の日本では、自分たちの10年後、20年後の社会をどうしたいかを考えることが、とても難しくなっていると思います。僕らは何を求めて生きていくのかを考えるためのプラットフォームになる。そのプロセスは、「他人事」を「自分事」にしていくことにもつながります。そこまでやるには時間がかかるでしょうが、そういう団体を目指してやっていきたいと思っています。

(2012年7月3日談。まとめ: 塚田晋一郎、写真: 松長怜美)

「サダーカ」ウェブサイト  
www.sadaqasyria.jp



たむら・まさふみ

1979年三重県生まれ。2005～07年、青年海外協力隊(環境教育分野)でシリアに赴任。民間企業営業等を経て、2012年3月にシリア支援団体サダーカを設立。

# 日誌

2012.6.21~7.5

作成：有銘佑理、林田光弘、塚田晋一郎

ASEAN=東南アジア諸国連合/スタンダード・ミサイル3

- 6月22日 韓国の主要各紙、日本の原子力基本法の改正を受け、日本の核武装化を懸念する論調の記事を掲載。(本号参照)
- 6月23日 防衛省、中国海軍のミサイル駆逐艦、フリゲート、補給艦計3隻が沖縄本島と宮古島間を中国方面に通過したと発表。
- 6月24日 北朝鮮の朝鮮中央通信、日本の原子力基本法改正は核武装のためとして非難。(本号参照)
- 6月28日 韓国与党セヌリ党の元代表で大統領選挙へ立候補を表明しているチョン・モンジュン氏、「韓国も核保有を」と述べる。
- 6月28日 米国防総省、SM3によるミサイル迎撃実験に成功と発表。
- 6月29日 ASEAN外交筋、5核兵器国が東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名する方針であることを明らかに。
- 6月29日 国連、対北朝鮮制裁決議違反調査専門家パネルの今年分の報告書を発表。
- 6月29日 日韓、軍事情報包括保護協定の署名を延期。
- 7月2日 中国の梁光烈国防相、韓国の予備役将官らとの面会の際「北朝鮮の核実験やどんな挑発行為も容認できない」と発言。
- 7月2~4日 イラン、短~長距離ミサイル発射を含む軍事演習。

## 沖縄

- 6月20日 米国防省リトル報道官、記者団に対しCV-22オスプレイの嘉手納配備計画を否定。
- 6月21日 米雑誌「ワイアード」、10年のオスプレイ事故調査報告の事故原因は米空軍上層部の圧力で、人為ミスとされた指摘。
- 6月22日 米国防省でCV-22墜落事故をめぐる日米協議。米側は機体に「欠陥なし」との立場を示し、8月配備計画の実行伝える。
- 6月23日 「2012年沖縄全戦没者追悼式」に約5500人が参列。野田首相との短時間会談で、知事がオスプレイ配備中止を要請。

## 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

## 非核兵器地帯

—核なき世界への道筋—

11年9月発行/岩波書店

定価 1,890円(税込)

四六判・並製カバー・160頁

ピースデポ特別価格 1,600円(+送料)

梅林宏道著

どうすれば私たちは核兵器の呪縛から自由になれるのか。その人類的な課題への現実的な解答の一つが、非核兵器地帯にほかならない。すでに地球の南半分で「核なき世界」が実現され、北半球への拡大が始まっている。日本は北東アジアで非核兵器地帯を築けるのか。ライフワークとして取り組んできた著者の初の概説書。

【ご注文】電話：045-563-5101/FAX：045-563-9907/E-mail：office@peacedepot.org (郵便番号、住所、氏名、電話番号、冊数をお知らせください。)



## 【お知らせ】広島・長崎講演日程

—被爆67周年原水爆禁止世界大会—

<広島> 8月5日(日) 9:30-12:30

ワークピア広島3F 楓

「アメリカの核戦略と東北アジアの非核化」

湯浅一郎(ピースデポ代表)

<長崎> 8月8日(水) 9:30-12:30

長崎県教育文化会館2F 大会議室

「東北アジアの非核化と日本の安全保障政策」

田巻一彦(ピースデポ副代表)

- 7月1日 森本防衛省と仲井真知事が会談。知事は面談後の記者会見でオスプレイ配備強行なら「全基地閉鎖要求」の可能性に言及。
- 7月2日 岩国基地に一時駐機予定のオスプレイ12機を積んだ船、米国サンディエゴ・ノースアイランド基地からの出港を確認。
- 7月2日 県議会要請団、東京で、政府、民主党などへ普天間飛行場へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書を提出。
- 7月4日付 11年度の在沖海兵隊の性的暴行事件(基地内)は67件。発生率は米本国の倍。前年度比10%増。
- 7月5日 県議会与野党4代表者、「オスプレイの沖縄配備に反対する県民大会」を8月5日に開催することで調整。

## 今号の略語

CRS=(米)議会調査局

EIS=(米)環境影響評価書

EPA=(米)環境保護庁

NEPA=(米)国家環境政策法

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

## 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、小野まい子、塚田夢筈、津留佐和子、中村和子、中村充孝、林田光弘、森崎元輝、吉田遼、梅林宏道